

国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長 4人</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 部会の部会長は、副学長をもって充て、副部会長は、研究部会については別表2のとおりとし、その他の部会は互選により選出する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(全学委員会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 全学委員会の委員長は、副学長をもって充て、副委員長は、当該委員会委員の互選により選出する。また、委員には、当該委員会が置かれる部会の委員のうち、教育研究評議員を兼ねる副部局長を含むものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第10条 委員会の事務は、<u>戦略企画課計画評価室</u>において処理する。</p> <p>別表2(第7条第4項関係)</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>教育担当副学長、学術・研究担当副学長、広報・国際担当副学長及び総務・財務担当理事</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 部会の部会長は、<u>第3条第1項第1号に規定する理事又は副学長</u>をもって充て、副部会長は、研究部会については別表2のとおりとし、その他の部会は互選により選出する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(全学委員会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 全学委員会の委員長は、<u>第3条第1項第1号に規定する理事又は副学長</u>をもって充て、副委員長は、当該委員会委員の互選により選出する。また、委員には、当該委員会が置かれる部会の委員のうち、教育研究評議員を兼ねる副部局長を含むものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第10条 委員会の事務は、<u>総務部総務課計画評価室</u>において処理する。</p> <p>別表2(第7条第4項関係)</p>	

部会名	委員構成	所掌事項	事務担当	部会名	委員構成	所掌事項	事務担当
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
業務運営	◎総務・財務担当副学長 (略)	(略)	(略)	業務運営	◎総務・財務担当理事 (略)	(略)	(略)

附 則（教規程第 17 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。